

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月27日
【事業年度】	第15期（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）
【会社名】	ネオス株式会社
【英訳名】	Neos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 黒尾 哲雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 黒尾 哲雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
売上高 (千円)	5,333,583	5,563,997	5,287,706	4,946,527	8,902,848
経常利益又は経常損失 () (千円)	376,740	82,153	286,513	431,066	481,639
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	982,144	28,916	358,078	646,496	436,427
包括利益 (千円)	968,576	37,782	212,034	804,959	488,423
純資産額 (千円)	2,683,952	2,720,607	2,501,124	2,085,814	3,364,662
総資産額 (千円)	4,102,784	4,385,523	4,184,274	3,866,392	5,051,212
1株当たり純資産額 (円)	312.00	315.43	289.23	217.21	319.39
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	116.12	3.38	41.87	72.39	44.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	3.36	-	-	43.90
自己資本比率 (%)	64.8	61.5	59.2	53.2	66.3
自己資本利益率 (%)	31.7	1.1	13.8	28.5	16.1
株価収益率 (倍)	-	126.9	-	-	19.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	206,215	146,092	308,725	200,720	764,635
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	771,404	525,679	603,549	148,673	580,189
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	670,155	143,360	85,830	508,705	406,055
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,769,884	1,532,332	1,323,048	1,878,598	2,155,245
従業員数 (人)	254	242	250	248	242
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(8)	(6)	(6)	(26)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第11期、第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第11期、第13期及び第14期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、()内に記載の年間の平均臨時雇用者数は外数となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
売上高 (千円)	5,306,796	5,534,968	5,262,616	4,936,502	4,987,420
経常利益又は経常損失() (千円)	373,121	60,075	271,336	319,654	204,558
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	972,921	12,557	339,089	629,864	160,846
資本金 (千円)	1,293,874	1,299,204	1,301,383	1,500,840	1,908,652
発行済株式総数 (株)	8,526,300	8,546,900	8,558,900	9,468,100	10,483,500
純資産額 (千円)	2,672,507	2,694,294	2,494,090	2,097,621	3,084,978
総資産額 (千円)	4,089,890	4,356,240	4,173,373	3,883,537	4,272,272
1株当たり純資産額 (円)	310.67	312.35	288.41	218.46	293.50
1株当たり配当額 (円)	1.5	1.5	1.5	-	2.0
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額() (円)	115.03	1.47	39.65	70.53	16.27
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額 (円)	-	1.46	-	-	16.18
自己資本比率 (%)	64.8	61.3	59.1	53.3	72.0
自己資本利益率 (%)	31.5	0.5	13.2	27.8	6.3
株価収益率 (倍)	-	291.8	-	-	53.2
配当性向 (%)	-	102.0	-	-	12.3
従業員数 (人)	236	225	235	225	181
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(8)	(6)	(6)	(7)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第11期、第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第11期、第13期及び第14期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、()内に記載の年間の平均臨時雇用者数は外数となっております。

2【沿革】

年月	事項
2004年4月	ブライムワークス(株)設立。代表取締役社長に池田昌史就任
2004年8月	(株)セルシスと共同で携帯コミック配信ASPサービス「コミックDC」へサービス提供を開始
2004年9月	シャープ(株)に対する第三者割当増資を実施
2005年7月	シャープ(株)と共同で携帯電話きせかえサービス『カスタモ』を開始
2006年4月	ポータフォン(現ソフトバンクモバイル(株))向け携帯電話用電子ブックビューワーのライセンスを開始
2008年5月	東京証券取引所マザーズへ上場
2008年11月	健康管理サービス『au Smart Sports Karada Manager』の提供開始
2009年8月	(株)NTTドコモ、KDDI(株)に対する第三者割当増資を実施
2009年9月	子会社スタジオプラスコ(株)を設立
2011年2月	アドビ・システムズ社推進の「OpenScreenProject」にスケーリング・パートナーとして参加
2011年9月	スマートフォン版キャラクターコンテンツ配信サイト『カスタモ』のサービスを展開
2011年10月	docomoスマートフォン向けに「アニエモ」技術のライセンスを開始
2012年1月	東京証券取引所 市場第一部へ市場変更
2012年6月	グループ統合によりネオス(株)に商号変更
2012年9月	docomoの写真・動画ストレージサービス ドコモクラウド「フォトコレクション」の開発を支援
2012年10月	テクノロジー企業成長率ランキング 第10回「日本テクノロジーFast50」を6年連続受賞
2013年2月	docomoが発売するスティック型デバイス『SmartTV dstick 01』を企画・開発、製造
2013年3月	無料通話・無料メールスマートフォンアプリ「LINE(ライン)」でスタンプの配信を開始
2013年9月	特化したクラウドアドレス帳サービスを新たに開発。法人向け『SMART アドレス帳』を提供開始
2013年10月	docomoのスマホ向け新サービス『dキッズ』のスタートに合わせてコンテンツ提供を開始
2013年11月	Passbook対応サービス「STOREPASS」の事業を取得。12月より導入社40社に対し『neoPass for Coupon』として提供開始
2014年5月	ボディメイクサポートアプリ『RenoBody』を提供開始
2014年11月	新たな法人マーケットに参入 IDCフロンティアと業務提携し『4U CLOUD』サービス開始
2015年5月	スマートデバイスの企画・開発・製造を行う(株)ジェネシスホールディングスと業務提携契約を締結
2015年6月	メガハウスが発売する本格子ども向けタブレット端末「tap me 2」端末およびアプリを開発
2015年6月	プリペイドカードサービスの国内最大手(株)バリューデザインの株式を取得、業務提携契約を締結
2015年9月	ムーミン公式ファンクラブサービスを開始
2015年10月	(株)ジェネシスホールディングスの株式取得により持分法適用関連会社化
2015年11月	法人向けチャットサービス『SMART Message』を開発、サービス提供を開始
2016年4月	ダイエット歩数計アプリ『RenoBody』がイオンのポイントサービス「WAON POINT」の提携先に採用
2016年12月	LINEなどの主要チャットサービスに対応したチャットボット基盤『SMART Message BOT』を開発
2017年1月	店舗独自の電子マネーをカードレスで発行できる『Value Wallet』を提供開始
2017年3月	『クレヨンしんちゃん お手伝い大作戦』を開発 ドコモの知育サービスに提供開始
2017年3月	ベトナム現地法人「Neos Vietnam International Co.,Ltd」を設立
2017年8月	位置情報センサーとIoTを活用した「スマートキッズカート」実証実験を開始
2017年9月	独自の画像認識AIと『SMART Message BOT』による「画像認識AIプラットフォーム」の提供を開始
2017年11月	歩数計アプリ『RenoBody』を法人向けソリューションとして提供を開始
2018年3月	(株)ジェネシスホールディングスを連結子会社化
2018年7月	(株)セールスフォース・ドットコムのコサルティングパートナーとして認定
2018年9月	(株)ジェネシスホールディングスが製造を受託した、ソースネクスト(株)の次世代通訳機「POCKETALK@W」が発売
2018年9月	全国展開のコーヒーショップ「上島珈琲店」アプリでキャッシュレス決済サービスを提供開始
2018年11月	(株)ジェネシスホールディングスがJapanTaxi(株)のタクシー業界初「決済機能付きタブレット」を共同開発・製造

3【事業の内容】

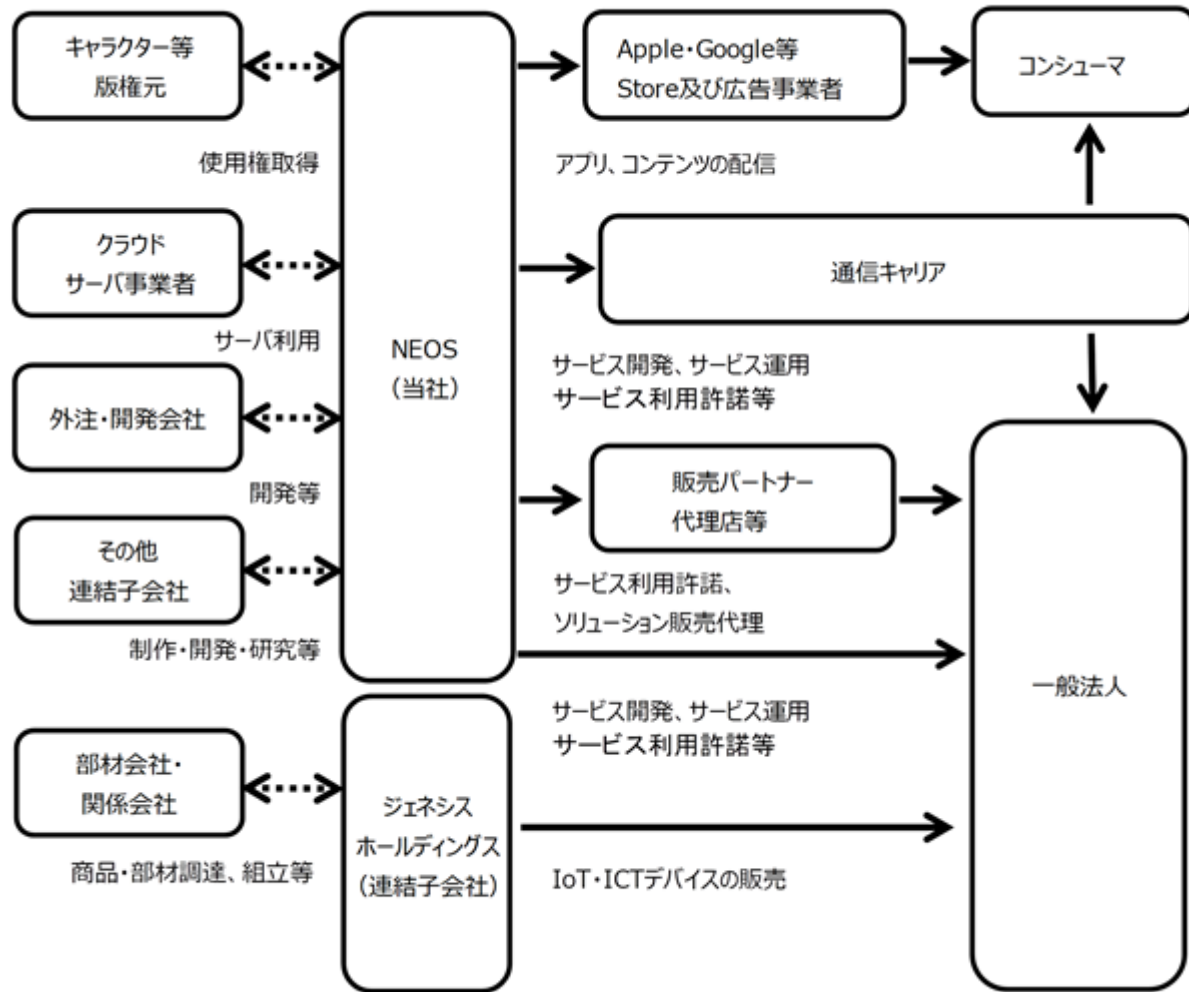
当社グループは、ネオス株式会社（当社）及び連結子会社4社、関連会社1社で構成されており、SI（System Integration）事業と独自のプロダクト&サービスを展開する「ソリューション事業」と、BtoC及びBtoBtoCサービスを展開する「コンテンツ事業」、顧客ニーズに応じてタブレット等の電子デバイスを小ロット、低価格、高品質で提供する「デバイス事業」の3つの事業を推進しております。

〔当社及び連結子会社並びに関連会社〕

会社名	地域	分野	主な事業内容
ネオス株式会社	国内	ソリューション事業	顧客ニーズを形にするサービスデザイン力および、サイトやアプリ・システム・クラウドの構築から運用・PRまでを手掛けるワンストップ対応力を強みとしたSI事業と、顧客ニーズに応じてカスタマイズ可能な各種法人向けプロダクトを提供する事業
	国内	コンテンツ事業	キャラクター/キッズ/教育/電子出版などの特定分野におけるコンテンツの知見やクリエイティブ、キャラクターの権利元をはじめとしたパートナー企業とのネットワークを強みとして、個人から法人まで様々なサービスを展開する事業
スタジオプラスコ株式会社 （連結子会社）	国内	コンテンツ事業	デジタルコンテンツの制作・企画
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. （連結子会社）	国外	ソリューション事業	新技術、新サービスの調査研究等
NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD （連結子会社）	国外	ソリューション事業	ソフトウェア及びシステムの開発・運用等、ITサービス全般
株式会社ジェネシスホールディングス （連結子会社）	国内	デバイス事業	教育用や店舗のメニュー端末などの各種タブレットの他、VRデバイスやAIロボットをはじめとするIoTデバイスなど、用途に応じて多様なデバイスをサービス事業者向けに提供する事業
合同会社インミック （関連会社）	国内	コンテンツ事業	次世代動画サービスの企画・開発・配信等

[事業系統図]

当企業集団の事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
スタジオプラスコ株式会社	東京都千代田区	10,000千円	デジタルコンテンツの制作・企画	100.0	当社より同社へデジタルコンテンツの制作を委託しております。役員の兼任あり。
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.	アメリカ合衆国カリフォルニア州	300千米ドル	新技術、新サービスの調査研究等	100.0	当社より同社へ新技術・新サービスの調査研究等を委託しております。役員の兼任あり。
NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD	ベトナム社会主義共和国ハノイ市	4,862,500千VND	ソフトウェア及びシステムの開発・運用等、ITサービス全般	100.0	当社より同社へソフトウェア及びシステムの開発等を委託しております。役員の兼任あり。
株式会社ジェネシスホールディングス(注)1	東京都千代田区	85,000千円	スマートデバイス等の企画・輸入販売	96.9	当社より同社へ資金援助・社債の引受け、また同社より輸入業務を委託されております。役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社)					
合同会社インミック	東京都千代田区	8,000千円	次世代動画サービスの企画・開発・配信等	50.0	当社より同社へソフトウェア、コンテンツの提供。役員の兼任あり。

(注)1. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2019年2月28日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
製造・販売部門	166 (5)
管理部門	76 (21)
合計	242 (26)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2019年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
181 (7)	40.3	6.6	5,321,547

事業部門の名称	従業員数(人)
製造・販売部門	131 (5)
管理部門	50 (2)
合計	181 (7)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中において将来について記載した事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「新しくあり続けること」をコンセプトに、変化の速いICT業界において常にアンテナを張り、トレンドを吸収しながら進化し続けるとともに、時代に適合した「テクノロジー」と「コンテンツ」を掛け合わせた「新たな価値」を創造・提供してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業規模を拡大しつつ利益の増大を図ることを目標としております。このような観点から、当社グループの重視する経営指標は、売上高と経常利益の成長率であります。また、事業活動の最終成果を表す指標という観点から、当期純利益の絶対額も重要な経営指標であると考えております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、SI (System Integration) 事業と独自のプロダクト&サービスを展開する「ソリューション事業」、BtoC及びBtoBtoCサービスを展開する「コンテンツ事業」、顧客ニーズに応じてタブレット等の電子デバイスを小ロット、低価格、高品質で提供する「デバイス事業」の三つの事業を推進しております。

ソリューション事業においては、業種を問わず、より一層の拡大が見込まれる企業のICT化のニーズに応えるため、多種多様なニーズを具現化する企画力や、コンテンツからUI、UXまで対応可能なクリエイティブ力をベースとした「サービスデザイン力」と、Webサイト・アプリ開発、システム・クラウド構築、サイト運営・Webマーケティング支援まで対応できる「ワンストップ対応力」で、メディア、健康/医療、金融/保険をはじめとする事業者に向けて独自性の高いソリューションで企業のICT化をサポートしてまいります。また、SI事業とともにSMARTアドレス帳やAI技術等を活かした自社プロダクトの展開を平行して推進することにより、SI事業との開発、販売面で相乗効果を発揮し独自性の高いソリューション事業を作り上げていくことに取り組んでまいります。

コンテンツ事業においては、創業当初から培ってきたコンテンツサービスにおけるさまざまなノウハウをベースに、質の高いコンテンツの制作を手がけております。多種多様なキッズキャラクターを利用して企画・制作された豊富な「キャラクターコンテンツ資産」や、著作権元等との強固なネットワークである「パートナー資産」、知育やコンテンツに関する知見と企画・開発力の「クリエイティブ資産」を駆使し、今後、より一層の拡大が見込まれる社会ニーズに対応したキッズ/教育分野において、キャラクターと知育のノウハウを融合した多様なEdTech (Education Technology) コンテンツを展開するとともに、IoTとソフトウェアを融合させたスマートキッズカート等の新分野の事業開発にも取り組むことによって、スマートキッズ分野でのNo.1を目指してまいります。

また、あらゆるものがインターネットと繋がっていくIoT (Internet of Things) の急速な進展に伴うデバイスのさらなる需要拡大を見据え、中国・深圳に製造拠点をもち、顧客要望やサービス用途に応じてタブレット、スマホ等のデバイスを、小ロット・短納期・高品質で提供するODM (Original Design Manufacturing / 相手先ブランド生産) 事業を営むジェネシスHD (JHD) を2018年3月末に連結子会社化し、当社グループとしてデバイス事業に本格的に参入いたしました。JHDではこれまでスマートフォンやタブレットを中心に開発、製造を行ってまいりましたが、近年VRデバイスやAIロボットなど新しいIoTデバイスを手掛けております。

今後は、ネオスもつユニークなソフトウェア技術やサービスデザイン力と、JHDもつIoTデバイスのプロデュース力を組み合わせ、ハードウェア/ソフトウェア/コンテンツを融合した新たなIoT事業の創出に取り組んでまいります。

今後のICT業界は、米国を中心にグローバル企業の影響拡大やベンチャー企業の増加による競争激化がますます進んでいくと予想されます。そのなかで勝ち残っていくためにはより独自性が高く、より差別化された技術やサービスの展開、コスト競争力の獲得等、高い競争優位性の確保が重要な課題となります。当社グループは、三つの事業を着実に推進しつつ、最大限のシナジーを発揮させ、競争優位性を発揮することにより、収益拡大を図っていく所存です。

(4) 会社の対処すべき課題

新規事業創出に向けた取り組み

AI (人工知能)、RPA等の技術進化に加え、2020年からは5G (第5世代移動通信システム) の導入が決定しており、デジタル化、ネットワーク化の進行、IoT (Internet of Things) 化の進展等と相俟って、ICTは今後ますます高度化し、情報通信市場は世界規模でさらに劇的に変化をしていくことが予想されます。当社グループが存続していくために、また、当社グループが企業としてのアイデンティティをキープし活性化された状態を保持し続けるためには、常に、最先端の技術や社会や生活者の動向をウォッチし、継続的に新たな事業の創出に取り組んでいくことが重要であると認識しています。

IoT関連事業の拡大

当社グループでは、いち早くIoT市場の広がりを予想し、2015年5月においてジェネシスと業務提携を行い、さらに同年10月に持分法適用関連会社化を行った上で、IoT関連事業への取り組みを模索してまいりました。2018年3月末にジェネシスを連結子会社化し、グループをあげてさらに本格的にIoT事業への取り組みを指向するなかで、これまでの努力が実を結び、JapanTaxiの「決済機付き車載サイネージタブレット」やソースネクストの音声通訳機「POCKETALK(ポケットーク)W」など、IoT化の進展を象徴するような大型のプロダクトを手掛ける機会に恵まれ今日の状況に至っているものです。IoT化の流れは、今後ますます拡大し、産業界を中心とした利活用からクルマや住宅など、コンシューマ領域に広がっていくことが予想されます。当社グループにおいては、一日の長があるIoT市場にさまざまな形で関わり、新たなIoTプロダクトやサービスの事業拡大に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

自社プロダクト&サービス事業モデルの拡大

ソリューション事業やデバイス事業は、現在、受注型の事業モデルが中心となっており、これらは活発な需要動向を受け、順調に事業が拡大していますが、一方で激変する市場環境を勘案し安定した経営体質を維持するためには、ストック型の自社独自のプロダクト&サービス事業モデルを拡大していくことが重要と捉えております。具体的には、現在、FinTechプロダクトとしての“ValueWallet”やAIを活用したチャットボットを含むビジネスコミュニケーションサービス、またスマホアプリやNintendoSwitch向けソフト等のコンシューマ向けキッズコンテンツ、さらに、キッズやヘルスケアの法人向けサービスの拡大に取り組んでいます。これらの取り組みにより受注型事業モデルと自社プロダクト&サービス事業モデルをバランス良く持った事業構造を追究していくことが重要だと考えております。

グローバル化の推進

端末やOS、プラットフォームなどの世界共通化により、さまざまなサービスにおいても世界レベルの競争になっており、GAF(A:Google, A:Amazon.com, F:Facebook, A:AppleInc.)など寡占企業の動向や世界的な潮流を視野に入れた技術開発や技術習得など、グローバル視点にたった経営がますます必要になっていくものと考えております。また、ソフトウェア開発やデバイス製造においても、エンジニアの確保やコスト削減等を図るためには、グローバル展開が必須となっています。連結子会社化したジェネシスは、中国深圳が生産拠点となっており、深圳のサプライチェーンの活用が重要なビジネスモデルとなっています。一方、ソフトウェア開発の面では、2017年3月にNEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO.,LTDを設立し、オフショア開発の拡大を進めています。今後も、生産や開発の局面のみならず、営業展開も含め、さらなるグローバルな視野に立った事業運営が重要になると考えております。

プロジェクトマネジメントの強化

当社グループの成長に伴い、長期にわたるプロジェクトや大量の工数を要する大型プロジェクトの受注が増える傾向にあります。これらの大型プロジェクトについては、より高度なプロジェクト管理が要求されるため、マネジメント力をさらに強化していくことが必須と捉えております。具体的には、(1)受注時における見積り精度の向上、(2)きめ細かな開発要員計画の立案、(3)より踏み込んだ外注管理の強化、(4)品質管理体制の拡充、(5)仕様決定プロセスにおける顧客確認の徹底、(6)顧客との緊密なコミュニケーションなどが重要と捉えております。

有能な人材の確保及び育成

当社グループにおいては、ソリューション、コンテンツ、デバイスの三事業を有しており、各事業を推進するにあたっては、それぞれの事業に必要な人材を確保、育成していくことが重要と捉えております。サービス企画スキル等をもつプロジェクト・マネジメント要員や高度な知識・技術等をもつエンジニア、技術や幅広い視野等をもつクリエイターなど有能な人材の確保、育成強化、定着支援に向けて各種採用活動を進めるとともに、職場環境の充実、モチベーション向上のための施策、教育、育成の強化等に継続的に取り組んでいくことが重要と捉えております。

グループ・ガバナンスの高度化、及びセキュリティ体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、海外の拠点、子会社を含むグループ全体のコーポレートガバナンスの強化、ならびに内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。また、当社グループの事業領域の拡大、業容の多角化に伴い、取り扱う情報資産が多様化し、かつ増加していくことから、開発におけるセキュリティ標準遵守の徹底や、セキュリティ教育、啓蒙のさらなる推進、ソフトウェア、デバイスのモニタリング体制の拡充など、企業の社会的責任である情報セキュリティの確保に向けた取り組みの強化が必須と捉えております。

2【事業等のリスク】

以下において、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の事項および本項記載以外の諸事情を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載事項は当社グループの事業または本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんのでご注意ください。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

市場動向について

当社グループが属する情報通信市場においては、日進月歩の技術革新や新しいビジネスモデルの出現、グローバル化の進展等、日々変革の流れのなかにあり、市場環境は常に変化しております。当社グループでは、こういった市場動向を捉え常に最適解を模索しながら経営を行っておりますが、当社グループの属する市場は、現状、法令や規制による参入障壁が低く、また、技術革新が急速であることから、競合他社の参入の可能性や技術の均衡化によるさらなる競争激化の可能性があります。当社グループは、常に新しい技術の開発、習得に万全の体制を敷いておりますが、意表をつく技術の進歩、また、新たなプラットフォームの出現、予想を超える優れた企画・制作・開発力を持つ新規企業の参入、グローバル化の進展に伴う海外ベンダーとの競争激化などにより、当社グループの競争力や優位性を保つことが困難になった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業開発について

当社グループが属する市場においては、常に技術やサービスの新陳代謝が起こることを前提として企業運営をしていくことが重要となります。特に現在は、スマートフォンやSNSメディアの浸透、AI、IoT等の技術的な進化など、ユーザーレベルでも技術レベルでもドラスティックな変化が進行している最中にあります。当社グループにおいても、これに対応して新しい技術開発やサービス開発、あるいは新規事業の参入に積極的に取り組んでおりますが、市場の状況変化や競争の熾烈化、協業パートナーの状況等により、事業計画の変更や事業を中止する場合があります。これらが発生した場合、多大な費用の計上や投資額の減損処理をせざるを得ないことが想定され、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

事業提携先への出資について

当社グループが属する市場において、技術革新や世の中の動きに対応してスピーディーに事業展開を進めていくためには事業提携が欠かせません。事業提携にあたっては、提携先の経営状況を把握し、より緊密かつ有用な提携関係を保つことを目的として、出資を通じた資本関係をもつ場合があります。また、場合によってはM&Aとなるケースもあり得ます。この場合、当該提携先の経営状況の悪化や株式価値の下落等が発生した場合、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

大手取引先について

ソースネクスト株式会社や、株式会社NTTドコモ等の大手取引先とは、今後も安定的に取引を継続することが可能であると考えておりますが、すべての取引先と永続的な取引が確約されているわけではなく、将来において取引が減少または中断することになれば、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材リスクについて

事業運営にあたり、専門スキルをもった人材を十分に確保することが大きな課題であり、優秀な人材の確保や人材の流出を防ぐため、より魅力的な会社となるべく注力していますが、市場や環境の変化により必要な人材の確保ができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、情報通信業界は労働の流動性が高く、当社グループにおいても仕事におけるモチベーションの向上やインセンティブ等、優秀な人材が流出しない施策を打っておりますが、必要な人材の流出が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

部材調達について

デバイス事業においては、外部の供給業者から多くの部材を調達しております。ある程度の部材を確保する等リスクヘッジはしておりますが、こうした部材の価格が需給の逼迫や市況の変動等によって急激に高騰し、それが長期化した場合は利益を減少させる可能性があります。また、外部の供給業者の経営状況や生産状況の悪化等により部材の調達に支障をきたした場合、製品の製造や販売が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

製品の欠陥等、製造物責任について

デバイス事業の運営にあたっては、デバイス固有の製造管理業務が発生するため、それらに対する体制の構築を行い、厳密な品質管理に努めるとともに、製造物責任法に基づく損害賠償請求に対しては、一定額の損害賠償保険に加入する等リスク回避策を講じておりますが、予期せぬ事態等により、大規模な製品回収、補償額を超える損害賠償の発生、訴訟の提起等が生じた場合、当社グループのイメージ、ブランド、評判の低下、顧客流失、保険金を上回る費用の発生等を惹起し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティ及び個人情報保護に関するリスクについて

当社グループでは、コンピュータウイルスや外部からの不正アクセスに対し、社内の情報システム部門を中心に対策を講じています。また業務に関連して個人情報を保有することがありますが、保有する個人情報についてはデータを有するサーバーへのアクセス制限を設けるなどの管理を実施し、個人情報に関する取り扱いについては然るべき対策を施すとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの認定を受けるなど、情報管理体制の整備強化に努めております。しかし、運用に不備が発生するリスクや外部からの不正アクセス、ハッキングによる情報の漏洩に関するリスクは完全には排除できないことから、個人情報が流出するような事態が発生した場合、賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスクについて

当社グループが仮に新製品の開発に成功し、特許申請を行ったとしても、それが知的財産権として保護される保証はありません。また、独自の技術ノウハウが知的財産権による完全な保護が不可能、または限定的にしか保護されない可能性があります。そのため、他社が当社グループの知的財産権を使用した場合も効果的に防止できない可能性があります。他社の知的財産権侵害を排除すべく法務部門を設置し、顧問弁護士との連携等、対策を講じておりますが、当社グループが今後使用する技術は、将来的に他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。また、当社グループが使用許諾の権利を受けている版権やソフトウェアの権利保有元とは良好な信頼関係を維持していますが、契約期間終了後に契約が更新されない可能性があります。これらの事象が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループが遂行している事業は、インターネット網を介したコンピュータネットワークに依存しているため、システム障害等に対しても24時間監視体制を実施しております。また、電源やネットワークの二重化など、ディザスタリカバリ（災害復旧）の対策を講じておりますが、自然災害や事故などの不測の事態により、電力供給量等の低下など、社会インフラの使用制限等が想定以上に実施された場合、当社グループのコンピュータシステムの機能低下や故障等を招くことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権による希薄化効果について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。また、資金調達を目的として第三者に対し新株予約権を発行することがあります。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

不採算プロジェクト発生リスクについて

当社グループの成長に伴い、長期にわたるプロジェクトや大量の工数を要する大型プロジェクトの受注が増える傾向にあります。これらの大型プロジェクトについては、より高度なプロジェクト管理が要求されるため、プロジェクトマネジメント力の強化に取り組んでおりますが、さまざまな影響から計画通りに進まない場合、コストの増大によるプロジェクトの不採算化や、納期の遅延やプログラムの瑕疵によって生ずる顧客における損害の補償などが発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

海外地域における事業リスクについて

海外事業の展開に際して、相手国の取引に関する法令・規制、経済・為替の変動、政治・軍事問題、宗教・民族問題等に関するリスクが存在し、これらに関連した問題が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、輸入等を中心とした外貨建取引については、売価への為替変動の転嫁や為替予約等を通じてリスクの最小化に努めておりますが、為替相場に大幅な変動が生じた場合、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（自2018年3月1日 至2019年2月28日）における日本経済は、年間を通してGDPはプラス成長が見込まれるものの、米国の保護政策や中国経済の鈍化、英国のEU離脱問題等、さまざまなマイナス要因が顕在化しており、先行きの不透明感が増している状況にあります。このようななか、IT需要は変わらず好調を維持しており、FinTech（Financial Technology）やEdTech（Education Technology）などの言葉に象徴されるように、あらゆる業種・業態におけるネットサービス化の流れはますます加速しております。加えて、AI（人工知能）やRPA（Robotic Process Automation）など、業務の効率化や生産性向上に向けた技術の利活用も急速に進んでいます。また、これまで農業や工業領域での活用が主だったIoT（Internet of Things）の進展は、クルマや住宅など、コンシューマ領域に広がってきており、今後さらなる市場拡大が期待されております。こういった流れのなか、当社グループではIoTの成長性を見据え2015年10月に株式を取得し持分法適用関連会社化した株式会社ジェネシスホールディングス（以下ジェネシス）を、昨年3月に連結子会社化し、本格的にデバイス事業に乗り出しました。今期においては、ソースネクスト株式会社が9月に販売を開始した音声通訳機「POCKETALK（ポケトーク）W」やJapanTaxi株式会社が9月から全国展開を開始した「決済機付き車載サイネージタブレット」などのIoTデバイスの売上が急拡大しました。ソリューション事業においては、あらゆる領域でのデジタル化、ネットサービス化の流れを受け、金融系や映像系のサービス構築支援事業が堅調に推移しました。また、コンテンツ事業においては、キッズ、教育分野に注力しており、今期はスマートフォンアプリ『クレヨンしんちゃんお手伝い大作戦』が大きく伸長しました。これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は8,902,848千円（前期比80.0%増）と大幅な増収となり、営業利益は504,494千円（前期は営業損失323,367千円）、経常利益は481,639千円（前期は経常損失431,066千円）、純利益は436,427千円（前期は純損失646,496千円）となり、純利益においては創業以来最高益となりました。

事業別の詳細については以下の通りです。

<ソリューション事業>

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は、4,183,024千円となりました。

ソリューション事業においては、あらゆる領域でのデジタル化、ネットサービス化の旺盛な需要が継続しており、当社グループにおいてもネットサービスの構築支援事業が堅調に推移しました。このなかでリアル領域においてはマーケティングや顧客接点・顧客囲い込み等におけるネット活用が急速に拡大しており、それらを開発から運用までサポートする事業が堅調に推移しました。加えて、FinTech関連ソリューションにも注力しており、スマートフォンでのプリペイド決済を実現する“ValueWallet”事業においては、今期「上島珈琲店」への導入を開始しております。また、AIやRPAへの取り組みにおいては、チャットボット事業の拡大を推進しており、需要が活発なFAQ（Frequently Asked Questions）のチャットボット化のソリューションに注力するとともにチャットアプリケーションのハードウェアへのライセンス提供など、新たなビジネスモデルにも取り組んでおります。

<コンテンツ事業>

当連結会計年度におけるコンテンツ事業の売上高は、792,052千円となりました。

コンテンツ事業においては、キッズ向けのアプリビジネスの拡大に取り組んでおり、有料課金の展開に加え、広告モデルや海外展開など、収益の多角化を推進しています。今期においては、好調の『クレヨンしんちゃんお手伝い大作戦』に加え、『きかんしゃトーマスせんろをつくらう』をリリースしました。また、ネット展開の多角化と並行してリアル領域でのビジネス化を進めており、タブレットとコンテンツを組み込んだIoTキッズカートの総合ディスカウントストア「ドン・キホーテ」への導入やSONYモバイル製ポータブルプロジェクタ「Xperia Touch（エクスペリアタッチ）」に専用ホームアプリと知育コンテンツを実装した、幼稚園・保育園向けのサービスプラットフォーム展開など、キッズコンテンツのノウハウを活かした新たな事業展開に取り組んでいます。

<デバイス事業>

当連結会計年度におけるデバイス事業の売上高は、3,927,770千円となりました。

IoTの成長性を見据え2015年に持分法適用関連会社化し昨年3月に連結子会社化した当社グループのデバイス事業を担うジェネシスは、ハードウェアのシリコンバレーといわれる中国・深圳に製造拠点を置き、その特有なサプライチェーンをフルに活用したODM事業の展開を行っています。同社の特徴は、日本人経営によるきめ細かい品質管理力をベースとしつつ、深圳の立地を活かした低コスト、短納期かつ少量多品種での製品供給を実現しているところにあります。

今期のデバイス事業においては、IoTデバイスの出荷が急拡大しました。これは、2.4インチの大きな画面にタッチパネルを採用、74言語に対応し世界105の国と地域で使えるグローバル通信機能を内蔵した初の本格的なIoTデバイスであるソースネクスト株式会社の音声通訳機「POCKETALK（ポケトーク）W」の爆発的な売れ行きによる出荷拡大と日本最大のタクシー配車アプリを展開するJapanTaxi株式会社の「決済機付き車載サイネージタブレット」の出荷開始が大きく寄与したものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、2,155,245千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、764,635千円（前期は200,720千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が493,268千円だったものの、前受金の減少による支出384,305千円、前渡金の増加による支出330,690千円、売上債権の増加による支出270,473千円などの資金流出があったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は580,189千円（前期は148,673千円の支出）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、406,055千円（前期は508,705千円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が520,370千円あったものの、株式の発行による収入が810,007千円あったことなどによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の生産実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	3,657,321	94.8
合計(千円)	3,657,321	94.8

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の受注実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	10,408,772	211.7	2,015,518	395.5
合計(千円)	10,408,772	211.7	2,015,518	395.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
情報サービス事業(千円)	8,902,848	180.0
合計(千円)	8,902,848	180.0

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 最近2連結会計年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。
なお金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)		当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ソースネクスト株式会社	51	0.0	2,683,762	30.1
株式会社NTTドコモ	1,094,316	22.1	1,123,876	12.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

d. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 経営上の重要な契約

契約の相手方 (契約日)	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社セルシス (2007年8月1日)	コンテンツ配信サービスに関する契約書	コンテンツ配信サーバーシステム「Comic DC」を利用したコンテンツ配信サービスを共同で行うための契約	2007年8月1日以降、両当事者が解約に合意又は解除事由にかからない限り有効
株式会社NTTドコモ (2012年7月27日)	ソフトウェアライセンス契約書	株式会社NTTドコモ向けスマートフォン端末に搭載されるHTMLメールエンジンソフトウェアの使用許諾契約	2012年7月27日から2013年7月26日まで (期間満了の1ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)
KDDI株式会社 (2013年6月21日)	業務提携契約	コンシューマ向けアドレス帳サービス「SMARTアドレス帳」に関する業務提携契約	2013年7月1日から2016年9月30日まで (期間満了の3ヶ月前までに書面による申出が無ければ半年ごと自動更新)
株式会社バリューデザイン (2015年6月25日)	包括的業務提携契約書	株式会社バリューデザインとのハウス電子マネー・電子決済分野にて業務提携するための契約	2015年6月25日から2017年6月24日まで (期間満了の3ヶ月前までに書面による申出が無ければ1年ごと自動更新)

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は132,601千円であり、事業用ソフトウェアをはじめとする無形固定資産への投資128,822千円、各種サービス開発・運用のためのサーバー、業務拡大に伴い取得した有形固定資産への投資3,779千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
		建物 (千円)	器具備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都千代田区)	本社機能及び開発 設備等	47,793	20,736	102,578	80,514	11,470	263,093	181(7)

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員数を外書しております。

3. 本社建物はすべて賃借中のものであり、設備の内容は下記のとおりであります。帳簿価額は建物附属設備について記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	170,564

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 本社建物並びに設備(建物附属設備)の一部を、当社より子会社へ賃貸しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2019年5月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,483,500	11,483,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	10,483,500	11,483,500	-	-

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
 2. 新株予約権の行使により提出日現在の発行済株式が1,000,000株増加しております。
 3. 「提出日現在発行数」欄には、2019年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2012年4月23日開催の取締役会決議

2011年6月1日付けで当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が、新株予約権を発行していたことに伴い、当事業年度末において存在することとなった新株予約権は、次のとおりであります。なお、上記の決議年月日は当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

(第14回新株予約権)

決議年月日	2012年4月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員17名
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800(注)1 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	411(注)2 6
新株予約権の行使期間	2012年12月1日から 2020年11月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 411 資本組入額 206 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は8株とする。なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上記表中の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得
(注)4.に準じて決定する。
6. 2013年7月29日開催の取締役会決議により2013年9月1日付で1株を100株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2012年4月23日開催の取締役会決議

2011年6月1日付けで当社と合併したカタリスト・モバイル株式会社が、新株予約権を発行していたことに伴い、当事業年度末において存在することとなった新株予約権は、次のとおりであります。なお、上記の決議年月日は当該合併に関する合併契約が当社取締役会の決議により承認された日を記載しております。

(第15回新株予約権)

決議年月日	2012年4月23日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員32名
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,600(注)1 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	548(注)2 6
新株予約権の行使期間	2014年3月1日から 2022年2月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 548 資本組入額 274 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は8株とする。なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読

み替えるものとする。さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
(2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
(2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上記表中の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得
(注)4.に準じて決定する。
6. 2013年7月29日開催の取締役会決議により2013年9月1日付で1株を100株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2012年5月29日開催の定時株主総会決議及び2012年8月22日開催の取締役会決議
(第17回新株予約権)

決議年月日	2012年5月29日(定時株主総会決議) 2012年8月22日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名、当社執行役員3名
新株予約権の数(個)	55
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,500(注)1 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2015年9月7日から 2020年9月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 431 資本組入額 216 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

- 2.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)記載の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3.(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

2012年9月7日から、2015年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。

2015年9月7日から、2016年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

2016年9月7日から、2017年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

2017年9月7日から、2020年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役または執行役員、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由（死亡した場合を除く。）に基づき当社または当社関係会社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合であると取締役会が認めた場合であって、地位を喪失した日から30日以内に当該終了時点で行使可能となっている新株予約権を行使するときはこの限りではない。
 - (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「ネオス株式会社第17回新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
- 4 . (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 5 . 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を必要とする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- 6 . 2013年7月29日開催の取締役会決議により2013年9月1日付で1株を100株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2018年5月24日開催の定時株主総会決議及び2018年7月9日開催の取締役会決議
(第21回新株予約権)

決議年月日	2018年5月24日(定時株主総会決議) 2018年7月9日(取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員60名、当社子会社取締役1名
新株予約権の数(個)	575
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 57,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2021年7月13日から 2024年7月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 448 資本組入額 224
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(または株式併合)の比率}$$

さらに、当社が株式無償割当てを行う場合または合併もしくは会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)記載の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の従業員並びに当社子会社の取締役、または取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
- (2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転計画書承認の議案が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

株式会社ジェネシスホールディングス
2018年12月19日開催の取締役決議及び2018年12月21日の臨時株主総会決議
(第5回新株予約権)

決議年月日	2018年12月19日(取締役決議) 2018年12月21日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社役員2名、同社従業員13名、同社子会社従業員29名
新株予約権の数(個)	32,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2
新株予約権の行使期間	2021年1月4日から 2028年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社の承認を要するものとする。
新株予約権の取得事由及び条件	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

また、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

2.(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金500円とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(ただし、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時までの間、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

(3) 権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。

(4) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役の決定（取締役会設置会社となった場合は、「取締役会の決議」と読み替えるものとする。以下同じ。））がなされた場合は、当社が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利を行使することができなくなった場合は、当社が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から上記に定める権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2(2)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 再編対象会社による新株予約権の取得
上記(注)4に準じて決定する。

【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
 (第23回新株予約権(第三者割当))

決議年月日	2019年2月26日(取締役会決議)
新株予約権の数(個)	- [-]
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 - [-] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1株当たり987円(注)3 4
新株予約権の行使期間	2019年3月18日から 2021年3月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)

ただし、本項第(2)号によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が下記4の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、この調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算定における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記4の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}$$

$$\text{調整後割当株式数} =$$

$$\text{調整後行使価額}$$

(3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由にかかる下記4の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、下記4に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 行使価額の修正

(1) 行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

(2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に下記4に記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

- (3) 本項第(1)号及び本項第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下「下限行使価額」という。)である593円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は下記4に従い調整される。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ & \text{既発行普通株式数} + \text{時 価} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{aligned}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項(3)号に定義する。本項(4)号を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上

記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ ）当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

（調整前行使価額 - 調整後行使価額）× 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（3）行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

本項第（2）号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（4）本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、上記3に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、割当株式数は本新株予約権1個当たり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(ただし、上記2に記載のとおり、調整されることがある。)なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準：行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に本項第(2)号に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：修正日にかかる修正後の行使価額が593円(以下「下限行使価額」といい、上記4の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株(2019年2月26日現在の普通株式の発行済株式総数の9.54%)、割当株式数は本新株予約権1個当たり100株で確定している。
- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本項第(4)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：595,400,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の取得を可能とする条項が設けられている。
- 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり240円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり240円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
7. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結した取決めの内容
当社は、割当先(大和証券株式会社)との間で締結したネオス株式会社第23回新株予約権買取契約で以下の内容にて合意しております。
- (1) 割当先は、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)が払込期日における上場株式数(株式会社東京証券取引所が払込期日時点で公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分にかかる本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない。
- (2) 当社は、割当先に制限超過行使を行わせないものとし、割当先は、制限超過行使を行わないことに同意する。
- (3) 割当先は、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当するか否かを当社に問い合わせ確認しなければならない。

- (4) 割当先は、当社取締役会の承認を経て本新株予約権を譲渡する場合は、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で前2項の内容及び譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも同様の内容を約させるものとする。
- (5) 当社は、ネオス株式会社第23回新株予約権買取契約の締結日以降、2019年9月10日までの間、本新株予約権が存する限り、割当先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行ってはならない。ただし、以下の場合は、この限りではない。
- 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。
8. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
割当先は、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当社の普通株式の売付け等以外の本新株予約権の行使にかかわる空売りを目的とした当社の普通株式の借株を行わない。
9. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
10. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
11. 第23回新株予約権は、2019年4月5日に全ての権利行使が完了しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第 4 四半期会計期間 (2018年12月 1 日から 2019年 2 月28日まで)	第15期 (2018年 3 月 1 日から 2019年 2 月28日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	-	10,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	-	1,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	-	799
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (千円)	-	798,797
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	-	10,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	-	1,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	-	799
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (千円)	-	798,797

(注) 第22回新株予約権は、2018年10月15日に全ての権利行使が完了しております。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年3月1日～ 2015年2月28日 (注)1	228,000	8,526,300	60,126	1,293,874	60,126	1,283,874
2015年3月1日～ 2015年6月29日 (注)1	15,200	8,541,500	4,164	1,298,038	4,164	1,288,038
2015年6月30日 (注)2	-	8,541,500	-	1,298,038	500,000	788,038
2015年7月1日～ 2016年2月29日 (注)1	5,400	8,546,900	1,165	1,299,204	1,165	789,204
2016年3月1日～ 2017年2月28日 (注)1	12,000	8,558,900	2,179	1,301,383	2,179	791,383
2017年3月1日～ 2018年2月28日 (注)1	909,200	9,468,100	199,457	1,500,840	199,457	990,840
2018年3月1日～ 2019年6月29日 (注)1	1,900	9,470,000	409	1,501,250	409	991,250
2018年6月30日 (注)3	-	9,470,000	-	1,501,250	990,840	409
2018年7月1日～ 2019年2月28日 (注)1	1,013,500	10,483,500	407,402	1,908,652	407,402	407,811

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少しその他資本剰余金へ振替えたものであります。

3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少しその他資本剰余金へ振替えたものであります。

なお、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、振り替えたその他資本剰余金のうち923,612千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当しております。

4. 2019年3月1日から2019年4月30日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が1,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ467,892千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	38	45	33	14	6,624	6,771	-
所有株式数(単元)	-	10,489	5,732	18,703	3,019	95	66,766	104,804	3,100
所有株式数の割合(%)	-	10.01	5.47	17.85	2.88	0.09	63.71	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2019年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
池田 昌史	東京都港区	1,877,800	17.91
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	1,020,000	9.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	487,700	4.65
シャープ株式会社	大阪府堺市堺区匠町1番地	360,000	3.43
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3-2	210,000	2.00
マケナフィールド株式会社	東京都港区六本木5丁目17-16	145,700	1.38
榎尾 茂樹	東京都渋谷区	141,600	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	126,600	1.20
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	125,200	1.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	105,000	1.00
計	-	4,599,600	43.87

(注) 前事業年度において主要株主であった株式会社NTTドコモは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2019年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,480,400	104,804	-
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	10,483,500	-	-
総株主の議決権	-	104,804	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対して効果的に経済的価値を還元すること、その経済的価値を生み出す源泉となる企業の競争力を備えることが経営における重要事項と認識しています。当社では、企業体質の強化と新たな事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としており、長期的に株主の皆様のご期待に沿うように努力してまいります。

今後も収益力の安定度、内部留保の充実度、事業投資への必要資金、企業を取り巻く環境を総合的に勘案したうえで、株主に対する収益の配当を検討する方針であります。内部留保資金につきましては、企業体質の強化を図り将来の事業拡大のために有効に投資してまいりたいと考えております。配当の回数については、期末にて1回もしくは中間配当を含めた2回を基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。なお、当社は会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年4月12日 取締役会決議	20,967	2.0

4【株価の推移】

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2015年2月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月
最高(円)	1,199	898	800	596	1,527
最低(円)	605	368	425	406	370

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	2019年1月	2019年2月
最高(円)	863	1,527	1,519	1,505	1,413	1,137
最低(円)	579	892	1,048	1,106	1,025	862

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

5【役員の状況】

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		池田 昌史	1960年 2月21日生	1982年4月 新日本電気(株) (2002年2月に清算) 入社 1995年10月 NECインターチャネル(株) (現株)インターチャネル) 出向 2004年4月 当社代表取締役社長 (現任) 2014年6月 NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President (現任) 2017年3月 Neos Vietnam International Co., Ltd 会長 (現任) 2018年6月 合同会社インミック職務執行者(現任) [重要な兼職の状況] NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC. CEO/President Neos Vietnam International Co., Ltd 会長 合同会社インミック職務執行者	(注4)	1,877,800
取締役	常務執行役員	中野 隆司	1962年 4月21日生	1987年4月 (株)東海銀行 (現株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年8月 当社経営管理部ゼネラルマネージャ 2009年5月 当社取締役 2009年5月 当社執行役員企画部長 2012年9月 スタジオプラス(株)代表取締役社長 (現任) 2015年2月 (株)ジェネシスホールディングス社外取締役 2016年6月 (株)ジェネシスホールディングス取締役会長 (現任) 2017年6月 当社取締役常務執行役員サービス開発部、札幌開発センター、事業推進部統轄 (現任) [重要な兼職の状況] スタジオプラス(株)代表取締役社長、(株)ジェネシスホールディングス取締役会長	(注4)	7,200
取締役	執行役員	内井 大輔	1970年 12月25日生	1993年4月 日本電気(株)入社 2004年9月 当社ビジネスソリューショングループゼネラルマネージャ 2008年5月 当社取締役 2008年6月 当社執行役員コーポレートソリューション事業部長 2016年6月 当社取締役執行役員サービスソリューション事業、ヘルスケア事業統轄 2018年3月 当社取締役執行役員サービスソリューション事業部、UXデザイン部、オフショア推進部統轄 (現任) 2019年3月 当社ソリューション事業本部、パブリッククリエイション部統轄(現任)	(注4)	67,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	-	加藤 慶男	1945年 1月26日生	1963年3月 大井証券(株)(現みずほ証券(株))入社 1999年5月 和光コンピュータシステム(株)(現日本証券テクノロジー(株))出向 2000年3月 同社取締役 2001年7月 同社監査役 2004年5月 同社顧問 2006年5月 (株)口ゼッタ非常勤監査役 2006年9月 当社常勤監査役 2016年5月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注2) (注3) (注5)	-
取締役 (監査等委員)	-	矢野 孝明	1949年 10月20日生	1973年4月 東京海上火災保険(株)(現東京海上日動火災保険(株))入社 2008年6月 同社常務取締役 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 東京海上日動メディカルサービス(株)取締役社長 2010年6月 インターナショナルアシスタンス(株)非常勤取締役 2010年6月 トーア再保険(株)非常勤取締役 2010年6月 インターナショナルアシスタンス(株)非常勤取締役 2015年6月 (株)TOKAI非常勤取締役(現任) 2016年5月 当社取締役(監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] (株)TOKAI非常勤取締役	(注2) (注3) (注5)	3,000
取締役 (監査等委員)	-	山崎 耕司	1952年 4月1日生	1972年4月 日本電気(株)入社 2000年4月 同社モバイルターミナル事業部事業部長代理 2002年4月 同社モバイルターミナル事業部上席中国事業主幹 2004年4月 NEC Telecommunications China Co.,Ltd 常務副総裁 2008年4月 日本電気(株)執行役員モバイルターミナル事業本部長 2009年12月 NECカシオモバイルコミュニケーションズ(株)代表取締役社長 2011年6月 NECモバイルリング(株)代表取締役社長 2013年8月 MXモバイルリング(株)代表取締役社長 2016年4月 MXモバイルリング(株)顧問 2017年7月 イネーブラー(株)取締役 2018年5月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 イネーブラー(株)特任上級顧問(現任)	(注2) (注3) (注5)	-
計						1,955,500

- (注) 1. 2016年5月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 加藤慶男、矢野孝明及び山崎耕司は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会については、次のとおりであります。
委員長 加藤 慶男氏、委員 矢野 孝明氏、委員 山崎 耕司氏
なお、監査等委員 加藤 慶男氏は、常勤の監査等委員であります。当社は、監査等委員会が監査業務を円滑かつ効果的に行う上で、特に社内における情報収集において有益であるとの観点から、常勤監査等委員を置くこととしております。
4. 2019年5月24日開催の定時株主総会から、1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2018年5月24日開催の定時株主総会から、2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

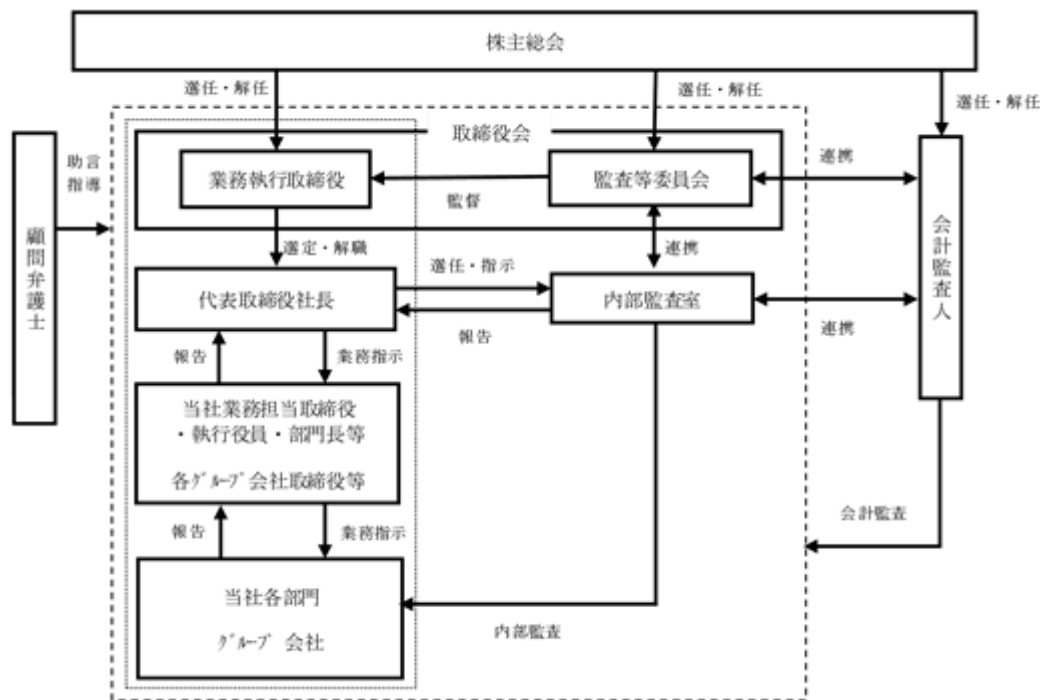
当社及び当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えといたしまして、「社会的企業としての自己を律する仕組み」であると認識しております。当社は、充実した組織体制を整備し、著しく変化する環境の変化に常に適応できる施策を実施することで、株主や従業員、取引先等のすべてのステークホルダーに対し、経営の適切性、健全性、透明性を最大限に発揮していく方針としております。

(1) 会社の機関の内容および内部統制等の整備の状況

企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社グループの経営の適正を確保するためのコーポレート・ガバナンスの概要図は以下のとおりとなっております。



取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く）3名と監査等委員である取締役3名の計6名で構成され、毎月1回の定期開催の他、迅速な経営判断のために必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、決議事項及び経営方針等の重要な意思決定を行っております。

また、業務執行における意思決定の迅速化を図ると共に、経営環境の変化に的確かつ敏速な対応を行う体制を構築するため、2008年6月1日より執行役員制度を導入しております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、取締役（監査等委員である者を除く）による相互監視及び監査等委員である取締役による監督により、経営の監視・監督機能が確保できるものと考え、当該体制を採用しております。

ハ. その他企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム基本方針」を決議し、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によって社内各人の組織的位置付けやなすべき業務、職務上執行できる権限を明確にするとともに、受発注や稟議等の手続きを明確に定めることで適切な権限委譲と組織内の牽制効果を発揮し、健全な経営体制を図っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程を設け、業務分掌規程、職務権限規程に従って各部署の分掌範囲を各所属長が責任をもって実行する体制を整えております。これに加え、当社は、当社及びグループ会社全体のリスクを総合的に管理し、対応方針を協議、決定する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会の構成メンバーは、当社及びグループ会社の役員を含んでおり、必要に応じて随時開催し、認識されたリスクについて、事実の調査、リスクの評価、対応策と再発防止策の決定、調査報告書の作成等を行うとともに、重要な事項は取締役会に報告することとしております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社はグループ会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行っております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査の運用は、代表取締役社長直轄の内部監査室が実施しております。また、内部監査室に対する内部監査は内部監査室以外の社員が実施しており、相互に牽制する体制を採っております。内部監査は代表取締役社長の定める内部監査方針に基づいて、内部監査室が年間の内部監査計画を策定し、これに基づき「の八、その他企業統治に関する事項 内部統制システムの整備の状況」において述べました内部統制システムの運用状況、その他業務の適切性を監査し、代表取締役社長に結果と改善事項を報告すること、また、改善の成果をレビューすることで、内部統制システムの有効性を確保しております。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、この全員が社外取締役であります。監査等委員である取締役は定期的に監査等委員会を開催し、相互が連携することにより効果的な監査を実施しております。また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、客観的かつ中立的な立場で提言を行うと共に、取締役の重要な業務執行に係る適法性、妥当性を監督しております。

また、内部監査責任者および監査等委員である取締役ならびに において後述する監査法人は、各々が独立の立場で各監査を実施する一方で、原則として3ヶ月に1回の報告・協議の場を設けることにより連携を図っております。

会計監査の状況

当社は、第15期に関し、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査を受けております。

第15期において、業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりであります。なお、監査年数が7年以内であるため、継続監査年数の記載は省略しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員	業務執行社員	前田 隆夫
指定有限責任社員	業務執行社員	安藝 眞博

・会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士8名 その他12名

社外取締役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を3名選任しており、この全員が監査等委員であります。当社は監査等委員である社外取締役を選任することで経営管理機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいては、社外からの客観的かつ中立的な立場での経営管理機能が重要であると考えており、社外取締役は取締役会に出席し、客観的かつ中立的な立場で提言を行うと共に、定期的に監査を実施することによって経営監視機能の実効性を十分に確保しております。また、社外取締役全員を一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として選任しております。社外取締役である矢野孝明は、当社の株式3,000株を有しておりますが、これ以外に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係は有しておりません。また、加藤慶男、山崎耕司との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はございません。

また、社外取締役3名は、随時、内部監査室、内部統制部門と情報交換を行って助言を与えるなどしており、会計監査人からは監査計画及び監査結果について説明を受け、意見交換を行うなどの相互連携をしております。企業経営に関する専門的知識や経験、財務及び会計に関して相当程度知見を有する者もあり、独立した立場から取締役の職務執行を監視するとともに、助言や情報提供を行っております。

役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	役員等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	31,950	31,950	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	10,050	10,050	-	-	-	4

ロ 使用人兼務役員としての使用人給与のうち重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
23,185	3	使用人としての職務に対する給与であります。

ハ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社の取締役の報酬額は、2007年2月14日開催の臨時株主総会において月額100,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分は含まない)と決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、2016年5月26日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を月額100,000千円以内と決議いただいております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、2016年5月26日開催の定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。

なお、2012年5月29日開催の第8回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額につき、別枠で、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

非業務執行取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる非業務執行取締役等(取締役及び監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。また、当社と非業務執行取締役等は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

剰余金の配当の決定機関

当社は、機動的な資本政策を行えるよう会社法第459条第1項に定める剰余金の配当を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 9銘柄

貸借対照表計上額 188,437千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
アートスパーク ホールディングス (株)	19,500	22,815	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
(株)バリューデザイン	70,000	133,560	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
アートスパーク ホールディングス (株)	19,500	14,352	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。
(株)バリューデザイン	70,000	162,400	発行会社との取引関係を維持・強化するため保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	-	27,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	24,000	-	27,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

規模・特性・監査日数等を勘案し、監査法人と協議した上定めております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年3月1日から2019年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年3月1日から2019年2月28日まで)の財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種団体の開催する研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,878,598	3 2,155,245
受取手形及び売掛金	845,240	1,129,535
商品	4,701	68,997
仕掛品	88,487	41,803
前渡金	4,681	752,559
短期貸付金	-	3,000
その他	97,157	110,428
貸倒引当金	31	6
流動資産合計	2,918,836	4,261,564
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	61,132	55,027
器具備品(純額)	31,743	22,715
建設仮勘定	1,755	1,544
有形固定資産合計	1 94,631	1 79,287
無形固定資産		
ソフトウェア	166,415	102,396
ソフトウェア仮勘定	23,137	80,514
のれん	-	141,687
その他	13,791	9,925
無形固定資産合計	203,345	334,524
投資その他の資産		
投資有価証券	2 411,484	2 192,817
関係会社出資金	44,913	26,854
差入保証金	179,832	157,142
その他	40,480	36,153
貸倒引当金	27,131	37,131
投資その他の資産合計	649,579	375,836
固定資産合計	947,556	789,648
資産合計	3,866,392	5,051,212

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	278,689	224,447
短期借入金	-	93,698
1年内返済予定の長期借入金	500,000	262,944
未払法人税等	16,055	49,091
前受金	23,960	253,074
賞与引当金	194,884	200,146
工事損失引当金	24,114	10,643
製品保証引当金	-	21,245
その他	199,443	214,809
流動負債合計	1,237,147	1,330,100
固定負債		
長期借入金	481,250	292,197
繰延税金負債	18,069	23,182
資産除去債務	36,874	35,653
その他	7,236	5,417
固定負債合計	543,430	356,449
負債合計	1,780,577	1,686,550
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,840	1,908,652
資本剰余金	1,478,002	969,784
利益剰余金	936,393	423,646
株主資本合計	2,042,449	3,302,083
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	33,875	48,013
繰延ヘッジ損益	20,703	2,491
為替換算調整勘定	973	768
その他の包括利益累計額合計	14,145	46,290
新株予約権	29,219	8,096
非支配株主持分	-	8,192
純資産合計	2,085,814	3,364,662
負債純資産合計	3,866,392	5,051,212

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
売上高	4,946,527	8,902,848
売上原価	2 3,882,277	2 6,873,280
売上総利益	1,064,250	2,029,567
販売費及び一般管理費	1 1,387,617	1 1,525,073
営業利益又は営業損失()	323,367	504,494
営業外収益		
為替差益	-	29,156
その他	8,501	5,045
営業外収益合計	8,501	34,201
営業外費用		
支払利息	5,529	8,017
貸倒引当金繰入額	-	10,000
持分法による投資損失	102,226	31,942
その他	8,444	7,096
営業外費用合計	116,200	57,056
経常利益又は経常損失()	431,066	481,639
特別利益		
固定資産売却益	3 608	-
新株予約権戻入益	817	21,370
段階取得に係る差益	-	4 6,175
特別利益合計	1,426	27,545
特別損失		
減損損失	5 154,256	5 12,033
投資有価証券評価損	30,364	2,658
事務所移転費用	29,698	1,224
特別損失合計	214,319	15,916
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	643,960	493,268
法人税、住民税及び事業税	3,421	38,116
法人税等調整額	885	1,126
法人税等合計	2,536	36,989
当期純利益又は当期純損失()	646,496	456,278
非支配株主に帰属する当期純利益	-	19,851
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	646,496	436,427

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
当期純利益又は当期純損失()	646,496	456,278
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	137,970	14,137
繰延ヘッジ損益	18,282	18,211
為替換算調整勘定	2,209	204
その他の包括利益合計	1 158,463	1 32,144
包括利益	804,959	488,423
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	804,959	468,571
非支配株主に係る包括利益	-	19,851

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,301,383	1,291,383	289,897	2,302,869
当期変動額				
新株の発行	199,457	199,457		398,914
剰余金の配当		12,838		12,838
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			646,496	646,496
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				-
連結子会社の増資による持分の増減				-
資本剰余金から利益剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	199,457	186,618	646,496	260,420
当期末残高	1,500,840	1,478,002	936,393	2,042,449

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	171,846	2,420	3,183	172,609	25,645	-	2,501,124
当期変動額							
新株の発行							398,914
剰余金の配当							12,838
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）							646,496
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							-
連結子会社の増資による持分の増減							-
資本剰余金から利益剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	137,970	18,282	2,209	158,463	3,573	-	154,889
当期変動額合計	137,970	18,282	2,209	158,463	3,573	-	415,310
当期末残高	33,875	20,703	973	14,145	29,219	-	2,085,814

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,500,840	1,478,002	936,393	2,042,449
当期変動額				
新株の発行	407,811	407,811		815,622
剰余金の配当				-
親会社株主に帰属する当期純利益			436,427	436,427
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		4,075		4,075
連結子会社の増資による持分の増減		11,658		11,658
資本剰余金から利益剰余金への振替		923,612	923,612	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	407,811	508,217	1,360,040	1,259,634
当期末残高	1,908,652	969,784	423,646	3,302,083

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	33,875	20,703	973	14,145	29,219	-	2,085,814
当期変動額							
新株の発行							815,622
剰余金の配当							-
親会社株主に帰属する当期純利益							436,427
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							4,075
連結子会社の増資による持分の増減							11,658
資本剰余金から利益剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,137	18,211	204	32,144	21,123	8,192	19,213
当期変動額合計	14,137	18,211	204	32,144	21,123	8,192	1,278,847
当期末残高	48,013	2,491	768	46,290	8,096	8,192	3,364,662

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	643,960	493,268
減価償却費	377,487	147,506
減損損失	154,256	12,033
のれん償却額	-	31,807
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,071	9,974
賞与引当金の増減額(は減少)	7,115	4,262
工事損失引当金の増減額(は減少)	24,114	13,470
製品保証引当金の増減額(は減少)	-	21,245
有形固定資産売却損益(は益)	1,261	-
有形固定資産除却損	16,044	371
無形固定資産売却損益(は益)	608	-
投資有価証券評価損益(は益)	30,364	2,658
持分法による投資損益(は益)	102,226	31,942
新株予約権戻入益	817	21,370
段階取得に係る差損益(は益)	-	6,175
売上債権の増減額(は増加)	49,031	270,473
たな卸資産の増減額(は増加)	22,312	97,801
仕入債務の増減額(は減少)	44,587	140,602
前受金の増減額(は減少)	1,756	384,305
前渡金の増減額(は増加)	28,655	330,690
その他	150,318	442,641
小計	204,531	756,856
利息及び配当金の受取額	7,046	710
利息の支払額	5,602	7,784
法人税等の支払額	6,308	3,847
法人税等の還付額	1,054	3,142
営業活動によるキャッシュ・フロー	200,720	764,635
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	22,067	3,494
無形固定資産の取得による支出	132,709	115,479
無形固定資産の売却による収入	810	-
投資有価証券の取得による支出	-	583
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2,670,230
貸付金の回収による収入	20,000	6,000
差入保証金の差入による支出	6,863	867
差入保証金の回収による収入	2,000	22,391
その他	9,843	1,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	148,673	580,189
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	93,698
長期借入れによる収入	500,000	30,000
長期借入金の返済による支出	368,750	520,370
株式の発行による収入	394,953	810,007
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	4,075
リース債務の返済による支出	4,770	3,205
配当金の支払額	12,727	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	508,705	406,055
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,203	55,037
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	555,549	276,646
現金及び現金同等物の期首残高	1,323,048	1,878,598
現金及び現金同等物の期末残高	1,878,598	2,155,245

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

スタジオプラスコ株式会社
NEOS INNOVATIONS INTERNATIONAL, INC.
NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTD
株式会社ジェネシスホールディングス

当連結会計年度から、持分法適用関連会社であった株式会社ジェネシスホールディングスを連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において同社の株式を追加取得したことによるものであります。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

創世訊聯科技(深圳)有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

合同会社インミック

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社ジェネシスホールディングスの株式を追加取得し、同社が持分法適用関連会社から連結子会社に変更されたことに伴い、同社を持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NEOS VIETNAM INTERNATIONAL CO., LTDの決算日は12月31日、株式会社ジェネシスホールディングスの決算日は1月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

商品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~18年

器具及び備品 3年~15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間による定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

工事損失引当金

当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品販売後に発生する可能性がある製品保証費用等に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の契約

工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ハ ヘッジ方針

為替変動に起因するリスクを回避することを目的で為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法によっております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年 3 月30日 企業会計基準委員会)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年 3 月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年 2 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「商品」及び「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた106,541千円は、「商品」4,701千円、「前渡金」4,681千円、「その他」97,157千円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた223,403千円は、「前受金」23,960千円、「その他」199,443千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取利息」6,835千円、「その他」1,666千円は、「営業外収益」の「その他」8,501千円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた13,974千円は、「支払利息」5,529千円、「その他」8,444千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」、「前受金の増減額」及び「前渡金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた176,399千円は、「新株予約権戻入益」817千円、「前受金の増減額」1,756千円、「前渡金の増減額」28,655千円、「その他」150,318千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
	233,182千円	241,264千円

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
投資有価証券(社債)	230,958千円	-千円
投資有価証券(株式)	-千円	4,380千円

3. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
現金及び預金	-千円	30,000千円

4. 損害賠償に係る偶発債務

当社は、フォーサイドエンタテイメント株式会社(以下、同社という)より損害賠償請求訴訟(損害賠償請求金額9,906万9,604円 訴状受領日 2016年11月25日)を受け、現在係争中であり、同社は、当社が同社からの注文により開発・納品し、2016年4月末に既に同社において検収が完了しているソフトウェアについて、性能が不十分であるとの理由で契約の不完全履行並びに損害賠償を主張しており、当社に対し訴訟を提起したものであります。

当社グループとしては、同社の主張には全く理由がないものと考えており、訴状の内容を精査し反論を行うとともに、未回収となっているソフトウェア開発費用の支払い請求を含め、適切に対応してまいります。訴訟の推移によっては、今後の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
給料手当	265,377千円	317,683千円
営業支援費	381,233千円	330,696千円
支払報酬	118,912千円	176,124千円
賞与引当金繰入額	62,842千円	70,154千円
製品保証引当金繰入額	-千円	21,245千円

2. 売上原価に含まれている工事損失引当金の繰入額

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
	24,114千円	10,643千円

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
ソフトウェア	608千円	-千円
計	608千円	-千円

4. 段階取得に係る差益の内容は、次のとおりであります。

株式会社ジェネシスホールディングスの株式の段階取得に伴い発生したものです。

5. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	ソフトウェア仮勘定	本社(東京都千代田区)	8,206千円
遊休資産	ソフトウェア	本社(東京都千代田区)	146,050千円

(経緯)

当連結会計年度において、当初予定していた収益を見込めないサービスについて、ソフトウェアを回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(154,256千円)として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定)

遊休資産については、将来の使用見込みがないため、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	ソフトウェア仮勘定	本社(東京都千代田区)	12,033千円

(経緯)

当連結会計年度において、当初予定していた収益を見込めないサービスについて、ソフトウェアを回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(12,033千円)として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成しておりますが、将来使用見込みがなく、廃棄される可能性が高いものについては、遊休資産としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定)

遊休資産については、将来の使用見込みがないため、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	198,786千円	20,377千円
組替調整額	76	-
税効果調整前	198,862	20,377
税効果額	60,891	6,239
その他有価証券評価差額金	137,970	14,137
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	18,282	18,211
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,209	204
その他の包括利益合計	158,463	32,144

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成2017年3月1日至2018年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	8,558,900	909,200	-	9,468,100
合計	8,558,900	909,200	-	9,468,100

(注) 普通株式の発行済株総数の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 909,200株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第14回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第15回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第17回新株予約権	-	-	-	-	5,553	
	第19回新株予約権	-	-	-	-	23,665	
	第20回新株予約権	普通株式	-	900,000	900,000	-	-
合計	-	-	-	-	-	29,219	

(注) 1. 上記の新株予約権のうち、第20回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、その他は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 提出会社の第19回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年4月14日 取締役会	普通株式	12,838	1.5	2017年2月28日	2017年5月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至2019年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	9,468,100	1,015,400	-	10,483,500
合計	9,468,100	1,015,400	-	10,483,500

（注）普通株式の発行済株総数の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 1,015,400株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	第14回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第15回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第17回新株予約権	-	-	-	-	2,367	
	第19回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第21回新株予約権	-	-	-	-	5,728	
	第22回新株予約権	普通株式	-	1,000,000	1,000,000	-	-
連結子会社	第5回新株予約権	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	8,096	

（注）1. 上記の新株予約権のうち、第22回新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であり、その他は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 提出会社の第21回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 連結子会社（株式会社ジェネシスホールディングス）の第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年4月12日 取締役会	普通株式	20,967	利益剰余金	2.0	2019年2月28日	2019年5月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
現金及び預金勘定	1,878,598千円	2,155,245千円
現金及び現金同等物	1,878,598	2,155,245

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
 株式の取得により新たに株式会社ジェネシスホールディングスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債
 の内訳並びに同社株式の取得価額と同社株式取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,242,019千円
固定資産	9,931千円
のれん	173,494千円
流動負債	1,153,004千円
固定負債	355,391千円
段階取得に係る差益	6,175千円
支配獲得時までの投資勘定	93,149千円
同社株式の取得価額	4,025千円
同社現金及び現金同等物	674,255千円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	670,230千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引
 該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引
 該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については運転資金及び設備投資資金の調達を目的として必要に応じ銀行借入や、新株発行等により調達する方針であります。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、また貸付金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況や時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に建物賃貸借契約に伴うものです。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。先物為替予約取引の執行の管理については、担当部署、決裁担当者の承認を得て行っております。

短期借入金は、運転資金に係る資金であります。

長期借入金は、主に運転資金及び投資に係る資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち19.1%がソースネクスト(株)、17.7%が(株)NTTドコモに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2018年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,878,598	1,878,598	-
(2) 受取手形及び売掛金	845,240	845,240	-
(3) 短期貸付金	-	-	-
(4) 投資有価証券	156,375	156,375	-
(5) 差入保証金	179,832	178,920	911
資産計	3,060,047	3,059,135	911
(1) 買掛金	(278,689)	(278,689)	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	(981,250)	(980,749)	500
負債計	(1,259,939)	(1,259,439)	500
デリバティブ取引(2)	(20,703)	(20,703)	-

1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2019年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,155,245	2,155,245	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,129,535	1,129,535	-
(3) 短期貸付金	3,000	3,000	-
(4) 投資有価証券	176,752	176,752	-
(5) 差入保証金	157,142	156,863	278
資産計	3,621,675	3,621,397	278
(1) 買掛金	(224,447)	(224,447)	-
(2) 短期借入金	(93,698)	(93,698)	-
(3) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	(555,141)	(554,675)	465
負債計	(873,287)	(872,821)	465
デリバティブ取引(2)	(2,491)	(2,491)	-

1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
 時価については、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 差入保証金
 時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金
 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金
 時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブの種類等に関する事項については、注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当連結会計年度 (2019年2月28日)
非上場株式 (非連結子会社の株式を含む)	15,150	16,065
関係会社出資金	44,913	26,854
転換社債型新株予約権付社債	239,958	-
合計	300,022	42,920

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2018年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,878,358	-	-	-
受取手形及び売掛金	845,240	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの (社債)	169,000	70,958	-	-
差入保証金	10,573	-	-	169,258
合計	2,903,173	70,958	-	169,258

当連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,154,847	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,129,535	-	-	-
短期貸付金	3,000	-	-	-
差入保証金	10,552	-	-	146,589
合計	3,297,936	-	-	146,589

(注)4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2018年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	500,000	237,500	150,000	93,750	-	-

当連結会計年度(2019年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	93,698	-	-	-	-	-
長期借入金	262,944	170,496	107,951	9,250	4,500	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	156,375	109,953	46,422
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	156,375	109,953	46,422
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		156,375	109,953	46,422

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額15,150千円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額239,958千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	176,752	109,953	66,799
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	176,752	109,953	66,799
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		176,752	109,953	66,799

(注) 非連結子会社株式(連結貸借対照表計上額4,380千円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額11,685千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	216	76	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	216	76	-

当連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	2,120	729	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	2,120	729	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券の株式について30,364千円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券の株式について2,658千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、帳簿価額に対して実質価額が50%超下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

通貨関連

前連結会計年度(2018年2月28日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建金銭債務 の予定取引	430,728	-	20,703
合計			430,728	-	20,703

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年2月28日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建金銭債務 の予定取引	127,869	-	2,491
合計			127,869	-	2,491

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
販売費及び一般管理費	8,352	5,863

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
新株予約権戻入益	817	21,370

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	同左
	2012年ストック・オプション (第14回新株予約権)(注)2	2012年ストック・オプション (第15回新株予約権)(注)2
付与対象者の区分及び数	当社取締役3名、当社の従業員17名	当社取締役3名、従業員32名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 90,400株	普通株式 280,000株
付与日	2010年11月30日	2012年2月29日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。	権利行使時において当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、従業員または社外協力者として取締役会で認定されたものであること。
対象勤務期間	2012年4月23日から2012年11月30日まで	2012年4月23日から2014年2月28日まで
権利行使期間	2012年12月1日から2020年11月28日まで	2014年3月1日から2022年2月27日まで

会社名	提出会社	同左
	2012年ストック・オプション (第17回新株予約権)	2015年ストック・オプション (第19回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役6名、当社執行役員3名	当社取締役3名、従業員22名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 49,500株	普通株式 90,000株
付与日	2012年9月6日	2015年5月25日
権利確定条件	(1)権利行使時において当社または当社の子会社の、取締役ならびに執行役員、または取締役会で認定されたものであること。 (2)(注)3	権利行使時において当社または当社の子会社の、取締役ならびに執行役員、または取締役会で認定されたものであること。
対象勤務期間	A.2012年8月22日から2015年9月6日まで B.2012年8月22日から2016年9月6日まで C.2012年8月22日から2017年9月6日まで	2015年5月25日から2018年5月21日まで
権利行使期間	2015年9月7日から、2020年9月6日まで	2018年5月22日から2019年5月28日まで

会社名	提出会社	株式会社ジェネシスホールディングス
	2018年ストック・オプション (第21回新株予約権)	2018年ストック・オプション (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社従業員60名、当社子会社の取締役 1名	同社取締役2名、同社従業員13名、 同社子会社従業員29名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 61,600株	普通株式 32,000株
付与日	2018年7月12日	2018年12月28日
権利確定条件	権利行使時において当社の従業員並び に当社子会社の取締役、または取締役 会で認定されたものであること。	権利行使時において同社又は同社の関 係会社の取締役又は従業員であるこ と、またそれ以外の場合には同社が正 当な理由があると認められたものであ ること。
対象勤務期間	2018年7月12日から2021年7月12日ま で	2018年12月28日から2021年1月3日ま で
権利行使期間	2021年7月13日から、2024年7月12日 まで	2021年1月4日から、2028年11月30日 まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2013年9月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

- 第14回新株予約権及び第15回新株予約権は、2012年6月1日付けで吸収合併を行い消滅したカタリスト・モバイル株式会社が発行していたストック・オプションとしての新株予約権の新株予約権者に対して、それに代わる新株予約権として、その所有する新株予約権1個につき、当社新株予約権8個の割当をもって交付されたものであります。
- 新株予約権の割り当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

2015年9月7日から2016年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

2016年9月7日から2017年9月6日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

2017年9月7日から2020年9月6日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
	2012年 ストック・オプション (第14回新株予約権)	2012年 ストック・オプション (第15回新株予約権)	2012年 ストック・オプション (第17回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,800	49,600	12,900
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	7,400
失効	-	40,000	-
未行使残	4,800	9,600	5,500

会社名	提出会社	同左	株式会社ジェネシス ホールディングス
	2015年 ストック・オプション (第19回新株予約権)	2018年 ストック・オプション (第21回新株予約権)	2018年 ストック・オプション (第5回新株予約権)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	82,500	-	-
付与	-	61,600	32,000
失効	-	4,100	-
権利確定	82,500	-	-
未確定残	-	57,500	32,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	82,500	-	-
権利行使	8,000	-	-
失効	74,500	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
	2012年 ストック・オプション (第14回新株予約権)	2012年 ストック・オプション (第15回新株予約権)	2012年 ストック・オプション (第17回新株予約権)
権利行使価格 (円)	411	548	1
行使時平均株価 (円)	-	-	535
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	430.52

会社名	提出会社	同左	株式会社ジェネシス ホールディングス
	2015年 ストック・オプション (第19回新株予約権)	2018年 ストック・オプション (第21回新株予約権)	2018年 ストック・オプション (第5回新株予約権)
権利行使価格 (円)	699	1	500
行使時平均株価 (円)	1,047	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	303.73	448.31	-

(注) 2012年ストック・オプション (第14回新株予約権)、2012年ストック・オプション (第15回新株予約権)、及び2012年ストック・オプション (第17回新株予約権)は、2013年9月1日付株式分割(1株につき100株の割合)考慮後の権利行使価格と公正な評価単価で記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

2018年ストック・オプション (第21回新株予約権)

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション (第21回新株予約権)
新株予約権の予想残存期間(注)1	4.5年
リスクフリーレート(注)2	0.000%
株価変動性(ボラティリティ)(注)3	46.04%
予想配当率(注)4	0.328%

- (注)1. ストック・オプションの権利行使に関する従業員等の行動傾向の統計データがないため、「適用指針」14項に基づき、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間と推定しております。
2. 残存期間が4.50年の長期利付国債の平均利回りとして、国債の償還日までの残存期間が予想残存期間と近似する長期利付国債の平均利回りから線形補間の方法により算出しております。なお、残存期間が4.50年の長期利付国債の平均利回りがマイナスであることから、リスクフリーレートは0.000%としております。
3. 2013年1月11日から2018年7月12日までのヒストリカル・ボラティリティを使用しております。
4. 2017年2月期の配当(1.5円)および算定時点の株価を使用しております。

株式会社ジェネシスホールディングスの2018年ストック・オプション(第5回新株予約権)については、未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、取引事例法に基づいて算出した結果を基礎として算定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円
 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年 2月28日)	当連結会計年度 (2019年 2月28日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	278,018千円	320,007千円
賞与引当金	59,822	60,711
減価償却超過額	295,124	242,191
未払社会保険料	8,209	8,760
資産除去債務	11,292	10,917
貸倒引当金	8,318	11,371
投資有価証券評価損	15,754	35,883
その他	57,595	47,890
繰延税金資産小計	734,136	737,733
評価性引当額	733,974	737,570
繰延税金資産合計	162	162
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,523	4,396
その他有価証券評価差額金	12,546	18,785
繰延税金負債合計	18,069	23,182
繰延税金資産及び負債の純額	17,907	23,019

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年 2月28日)	当連結会計年度 (2019年 2月28日)
流動資産 - 繰延税金資産	- 千円	- 千円
固定資産 - その他 (繰延税金資産)	162千円	162千円
流動負債 - 繰延税金負債	- 千円	- 千円
固定負債 - 繰延税金負債	18,069千円	23,182千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年 2月28日)	当連結会計年度 (2019年 2月28日)
法定実効税率 (調整)		30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	税金等調整前当期純損失	0.5%
住民税均等割	であるため、記載を省略	0.7%
評価性引当金の増減	しております。	29.1%
その他		4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		7.5%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2018年3月29日開催の取締役会において、株式会社ジェネシスホールディングスの株式を追加取得して連結子会社化することを決議しました。また、2018年3月31日付で株式を追加取得したことにより連結子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ジェネシスホールディングス

事業の内容 電子機器・情報機器等の企画・開発・設計・輸入・販売

企業結合を行った理由

当社が保有する最先端のソフトウェア技術や独自性のあるコンテンツ、サービスと、ジェネシスホールディングスが保有するIoTデバイスのプロデュース力を組み合わせ、ハード/ソフト/コンテンツを融合した新たなIoT事業創出を推進するため。

企業結合日

2018年3月31日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 36.3%

企業結合日に追加取得した議決権比率 23.7%

取得後の議決権比率 60.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年4月1日から2019年1月31日まで

なお、被取得企業の決算日は1月31日であり連結決算日と異なっておりますが、決算日との差異が3ヶ月を超えないため、被取得企業の財務諸表を基礎として、2018年2月1日から2018年3月31日までの業績を「持分法による投資損失」として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた普通株式の企業結合日における時価	6,175千円
追加取得の対価 現金	4,025千円
取得原価	10,200千円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 6,175千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

173,494千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,242,019千円
固定資産	9,931千円
資産合計	1,251,950千円
流動負債	1,153,004千円
固定負債	355,391千円
負債合計	1,508,395千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を8年から17年と見積り、割引率は主に0.01%～1.71%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
期首残高	38,718千円	36,874千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,351千円	619千円
時の経過による調整額	583千円	547千円
資産除去債務の履行による減少額	5,779千円	2,388千円
期末残高	36,874千円	35,653千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、携帯電話、スマートフォン/タブレット、PC、インターネット等を対象としたサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ソリューション事業	コンテンツ事業	デバイス事業	合計
外部顧客への売上高	3,911,842	1,034,685	-	4,946,527

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	1,094,316	情報サービス事業
エイベックス通信放送株式会社	854,606	情報サービス事業

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ソリューション事業	コンテンツ事業	デバイス事業	合計
外部顧客への売上高	4,183,024	792,052	3,927,770	8,902,848

(注) 当連結会計年度より、「エンタープライズソリューション事業」、「テクノロジープラットフォーム事業」及び「コンテンツサービス事業」の3区分から、「ソリューション事業」、「コンテンツ事業」及び「デバイス事業」の3区分に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度の数値を変更後の区分に合わせて組み替えております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソースネクスト株式会社	2,683,762	情報サービス事業
株式会社NTTドコモ	1,123,876	情報サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	949,680	移動通信事業	（被所有）直接 10.8	当社サービスの提供	ソフトウェアの受託開発、その他の同社への情報サービスの提供	1,094,316	売掛金	233,252

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区	949,680	移動通信事業	（被所有）直接 9.7	当社サービスの提供	ソフトウェアの受託開発、その他の同社への情報サービスの提供	718,638	売掛金	215,056

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

情報サービスの提供については、案件毎に、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉の上、価格を決定しております。

3. 株式会社NTTドコモは主要株主でありましたが、2018年10月4日付で当社の第22回新株予約権者がその新株予約権の一部を行使したことに伴い議決権被所有割合が減少したため、同日以降は主要株主には該当いたしません。このため、取引金額は主要株主であった期間、期末残高は主要株主に該当しなくなった時点の直前月末の残高を記載しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	株式会社ジェネシスホールディングス	東京都千代田区	10	企画・輸入販売業	所有 直接 36.3	役員の兼任・資金援助・輸入業務受託・社債の引受け	輸入取引に係る決済代金の立替え	478,552	立替金	29,541
							運転資金の貸付け	40,000	関係会社短期貸付金	-
							社債の引受け	-	投資有価証券	230,958
							利息の受取	6,536	その他の流動資産	2,252

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）
 該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
 該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
 前連結会計年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千人民元)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
非連結 子会社	創世訊聯科技(深圳)有限公司	中国深圳市	815	製造業	(所有) 間接 100	役員の兼任・製品の購入	製品の購入	3,029,160	前渡金	732,773

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等
 市場価格等を勘案し交渉の上、価格を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報
 該当事項はありません。

（2）重要な関連会社の要約財務情報
 該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)		当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
1株当たり純資産額	217.21円	1株当たり純資産額	319.39円
1株当たり当期純損失金額()	72.39円	1株当たり当期純利益金額	44.13円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	43.90円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2018年2月28日)	当連結会計年度末 (2019年2月28日)
純資産の部の合計(千円)	2,085,814	3,364,662
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	29,219	16,288
(うち新株予約権)	(29,219)	(8,096)
(うち非支配株主持分)	(-)	(8,192)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,056,595	3,348,373
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	9,468,100	10,483,500

(注) 3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親 会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	646,496	436,427
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益又は親会社株主に帰属する当期 純損失()(千円)	646,496	436,427
期中平均株式数(株)	8,930,895	9,888,578
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株) (うち新株予約権)	- (-)	52,152 (52,152)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(第23回新株予約権の権利行使)

2019年2月26日の取締役会決議に基づき、2019年3月15日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第23回新株予約権について、当連結会計年度終了後に全て権利行使があり、その概要は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の名称	第23回新株予約権
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式1,000,000株
(3) 増加した資本金	467,892千円
(4) 増加した資本準備金	467,892千円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	93,698	3.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	500,000	262,944	0.7	-
1年以内に返済予定のリース債務	3,205	3,205	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	481,250	292,197	0.7	2020年～2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,142	2,937	-	2020年～2021年
合計	990,597	654,982	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	170,496	107,951	9,250	4,500
リース債務	2,937	-	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,770,737	3,362,319	5,888,221	8,902,848
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	127,359	222,305	351,229	493,268
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益金額(千円)	126,249	218,701	346,245	436,427
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	13.33	23.09	35.72	44.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.33	9.76	12.57	8.60

2. 重要な訴訟等

重要な訴訟等につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,810,389	2,005,351
受取手形	2,197	384
売掛金	1,841,868	1,868,493
仕掛品	86,617	39,410
短期貸付金	-	3,000
関係会社短期貸付金	-	1,309,000
前渡金	1,6375	1,15,179
前払費用	57,897	55,788
その他	1,40,970	1,15,540
貸倒引当金	31	6
流動資産合計	2,846,283	3,312,141
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	61,132	55,027
器具備品(純額)	31,497	20,949
建設仮勘定	1,755	1,544
有形固定資産合計	94,385	77,521
無形固定資産		
商標権	4,985	4,117
ソフトウェア	166,709	102,578
ソフトウェア仮勘定	23,137	80,514
その他	8,806	5,808
無形固定資産合計	203,638	193,019
投資その他の資産		
投資有価証券	490,525	188,437
関係会社株式	65,937	224,037
関係会社出資金	75,000	27,946
関係会社長期貸付金	-	1,99,000
差入保証金	179,258	155,539
その他	34,681	31,761
貸倒引当金	106,173	37,131
投資その他の資産合計	739,230	689,590
固定資産合計	1,037,254	960,131
資産合計	3,883,537	4,272,272

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 286,251	1 221,282
1年内返済予定の長期借入金	500,000	237,500
未払金	3,833	18,751
未払法人税等	16,020	14,288
未払費用	1 126,535	1 112,864
前受金	1 24,485	1 22,476
預り金	7,462	5,564
賞与引当金	193,868	198,273
工事損失引当金	24,114	10,643
その他	58,465	35,105
流動負債合計	1,241,036	876,749
固定負債		
長期借入金	481,250	243,750
繰延税金負債	18,069	23,182
長期預り金	1 2,541	1 2,541
資産除去債務	36,874	35,653
その他	6,142	5,417
固定負債合計	544,879	310,544
負債合計	1,785,916	1,187,294
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,840	1,908,652
資本剰余金		
資本準備金	990,840	407,811
その他資本剰余金	487,161	554,389
資本剰余金合計	1,478,002	962,201
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	923,612	160,846
利益剰余金合計	923,612	160,846
株主資本合計	2,055,230	3,031,699
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,875	48,013
繰延ヘッジ損益	20,703	2,830
評価・換算差額等合計	13,172	45,182
新株予約権	29,219	8,096
純資産合計	2,097,621	3,084,978
負債純資産合計	3,883,537	4,272,272

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
売上高	1 4,936,502	1 4,987,420
売上原価	1 3,858,439	1 3,566,659
売上総利益	1,078,063	1,420,760
販売費及び一般管理費	1, 2 1,394,583	1, 2 1,289,402
営業利益又は営業損失()	316,519	131,357
営業外収益		
貸倒引当金戻入額	-	79,041
その他	1 8,493	1 13,050
営業外収益合計	8,493	92,092
営業外費用		
支払利息	5,529	4,538
貸倒引当金繰入額	-	10,000
新株発行費	1,200	2,400
固定資産売却損	1,261	-
その他	3,638	1,953
営業外費用合計	11,628	18,891
経常利益又は経常損失()	319,654	204,558
特別利益		
固定資産売却益	608	-
新株予約権戻入益	817	21,370
特別利益合計	1,426	21,370
特別損失		
減損損失	154,256	12,033
投資有価証券評価損	46,284	2,658
関係会社出資金評価損	-	47,053
事務所移転費用	29,698	1,224
貸倒引当金繰入額	79,041	-
特別損失合計	309,281	62,970
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	627,510	162,959
法人税、住民税及び事業税	3,240	3,240
法人税等調整額	885	1,126
法人税等合計	2,354	2,113
当期純利益又は当期純損失()	629,864	160,846

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)		当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		-	0.0	-	0.0
労務費		987,380	22.9	881,166	22.8
外注加工費		2,497,908	57.9	2,490,844	64.5
経費	1	825,445	19.1	489,459	12.7
当期総製造費用		4,310,733	100.0	3,861,470	100.0
期首仕掛品たな卸高		65,421		86,617	
合計		4,376,155		3,948,087	
期末仕掛品たな卸高		86,617		39,410	
他勘定振替高	2	438,648		346,819	
当期製品製造原価	3	3,850,889		3,561,857	

(注)

前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
<p>1 経費のうち、主なものは以下のとおりであります。</p> <p>サーバ管理料 18,080千円</p> <p>ライセンス等利用料 165,415千円</p> <p>減価償却費 350,852千円</p> <p>2 他勘定振替高の主な内訳は以下の通りであります。</p> <p>販売費 381,233千円</p> <p>ソフトウェア仮勘定 53,305千円</p> <p>その他 4,109千円</p> <p>3 当期製品製造原価と売上原価の調整表</p> <p>当期製品製造原価 3,850,889千円</p> <p>商品売上原価 7,549千円</p> <p>売上原価 3,858,439千円</p>	<p>1 経費のうち、主なものは以下のとおりであります。</p> <p>サーバ管理料 16,293千円</p> <p>ライセンス等利用料 81,827千円</p> <p>減価償却費 125,782千円</p> <p>2 他勘定振替高の主な内訳は以下の通りであります。</p> <p>販売費 330,696千円</p> <p>ソフトウェア仮勘定 16,122千円</p> <p>3 当期製品製造原価と売上原価の調整表</p> <p>当期製品製造原価 3,561,857千円</p> <p>商品売上原価 4,801千円</p> <p>売上原価 3,566,659千円</p>
<p>(原価計算の方法)</p> <p>当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。</p>	<p>(原価計算の方法)</p> <p>当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。</p>

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,301,383	791,383	500,000	1,291,383	293,748	293,748	2,299,018
当期変動額							
新株の発行	199,457	199,457		199,457			398,914
剰余金の配当			12,838	12,838			12,838
当期純損失（ ）					629,864	629,864	629,864
資本準備金からその他資本剰余金への振替							-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	199,457	199,457	12,838	186,618	629,864	629,864	243,788
当期末残高	1,500,840	990,840	487,161	1,478,002	923,612	923,612	2,055,230

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	171,846	2,420	169,426	25,645	2,494,090
当期変動額					
新株の発行					398,914
剰余金の配当					12,838
当期純損失（ ）					629,864
資本準備金からその他資本剰余金への振替					-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	137,970	18,282	156,253	3,573	152,680
当期変動額合計	137,970	18,282	156,253	3,573	396,468
当期末残高	33,875	20,703	13,172	29,219	2,097,621

当事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,500,840	990,840	487,161	1,478,002	923,612	923,612	2,055,230
当期変動額							
新株の発行	407,811	407,811		407,811			815,622
剰余金の配当							-
当期純利益					160,846	160,846	160,846
資本準備金からその他資本剰余 金への振替		990,840	990,840				-
その他資本剰余金からその他利 益剰余金への振替			923,612	923,612	923,612	923,612	-
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	407,811	583,029	67,228	515,801	1,084,458	1,084,458	976,468
当期末残高	1,908,652	407,811	554,389	962,201	160,846	160,846	3,031,699

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	33,875	20,703	13,172	29,219	2,097,621
当期変動額					
新株の発行					815,622
剰余金の配当					-
当期純利益					160,846
資本準備金からその他資本剰余 金への振替					-
その他資本剰余金からその他利 益剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	14,137	17,873	32,010	21,123	10,887
当期変動額合計	14,137	17,873	32,010	21,123	987,356
当期末残高	48,013	2,830	45,182	8,096	3,084,978

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~18年

器具備品 3年~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他の契約

工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

八 ヘッジ方針

為替変動に起因するリスクを回避することを目的で為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

二 ヘッジの有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取利息」6,828千円、「その他」1,665千円は、「営業外収益」の「その他」8,493千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年2月28日)	当事業年度 (2019年2月28日)
短期金銭債権	36,166千円	322,854千円
長期金銭債権	- 千円	99,000千円
短期金銭債務	13,759千円	11,760千円
長期金銭債務	2,541千円	2,541千円

2. 損害賠償に係る偶発債務

当社は、フォーサイドエンタテイメント株式会社(以下、同社という)より損害賠償請求訴訟(損害賠償請求金額9,906万9,604円 訴状受領日 2016年11月25日)を受け、現在係争中であります。同社は、当社が同社からの注文により開発・納品し、2016年4月末に既に同社において検収が完了しているソフトウェアについて、性能が不十分であるとの理由で契約の不完全履行並びに損害賠償を主張しており、当社に対し訴訟を提起したものであります。

当社としては、同社の主張には全く理由がないものと考えており、訴状の内容を精査し反論を行うとともに、未回収となっているソフトウェア開発費用の支払い請求を含め、適切に対応してまいります。訴訟の推移によっては、今後の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
売上高	28,561千円	21,284千円
仕入高	95,538千円	92,335千円
販売費及び一般管理費	29,717千円	41,478千円
営業取引以外の取引高	6,536千円	7,667千円

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度63%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年3月1日 至 2018年2月28日)	当事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)
給料及び手当	242,429千円	217,986千円
賞与引当金繰入額	62,344千円	70,582千円
減価償却費	26,152千円	20,453千円
営業支援費	381,233千円	330,696千円
支払報酬	135,290千円	188,033千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式224,037千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式65,937千円、関連会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、前事業年度において関連会社株式の減損処理を行い、投資有価証券評価損15,919千円を計上してあります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年 2月28日)	当事業年度 (2019年 2月28日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	278,018千円	320,007千円
賞与引当金	59,822	60,711
減価償却超過額	295,115	242,191
未払社会保険料	8,116	8,299
資産除去債務	11,292	10,917
貸倒引当金	8,318	11,371
投資有価証券評価損	15,748	35,842
その他	57,364	26,087
繰延税金資産小計	733,797	715,427
評価性引当額	733,797	715,427
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,523	4,396
その他有価証券評価差額金	12,546	18,785
繰延税金負債合計	18,069	23,182
繰延税金資産及び負債の純額	18,069	23,182

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年 2月28日)	当事業年度 (2019年 2月28日)
法定実効税率		30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	税引前当期純損失である	1.5%
住民税均等割	ため、記載を省略してお	2.0%
評価性引当金の増減	ります。	27.6%
その他		5.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		1.3%

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(第23回新株予約権の権利行使)

2019年2月26日の取締役会決議に基づき、2019年3月15日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第23回新株予約権について、当事業年度終了後に全て権利行使があり、その概要は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の名称	第23回新株予約権
(2) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式1,000,000株
(3) 増加した資本金	467,892千円
(4) 増加した資本準備金	467,892千円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	61,132	2,879	1,616	7,367	55,027	65,115
器具備品	31,497	965	244	11,269	20,949	172,584
建設仮勘定	1,755	2,520	2,730	-	1,544	-
有形固定資産計	94,385	6,365	4,591	18,637	77,521	237,699
無形固定資産						
商標権	4,985	-	-	867	4,117	-
ソフトウェア	166,709	59,412	-	123,543	102,578	-
ソフトウェア仮勘定	23,137	128,822	71,446 (12,033)	-	80,514	-
その他	8,806	-	-	2,998	5,808	-
無形固定資産計	203,638	188,235	71,446 (12,033)	127,409	193,019	-

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額	レイアウト変更に伴う設備工事 オフィス借り増しに係るもの	2,260千円 619千円
	減少額	オフィス返却に係るもの	1,616千円
器具備品	増加額	サーバー・機器等の購入 オフィス備品等の購入	755千円 210千円
	減少額	サーバー等の売却	244千円
ソフトウェア	増加額	事業用システム 管理用システム	59,180千円 232千円
ソフトウェア仮勘定	増加額	事業用システム	128,822千円

(注) 2. 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	106,205	37,137	106,205	37,137
賞与引当金	193,868	198,273	193,868	198,273
工事損失引当金	24,114	10,643	24,114	10,643

(注) 1 . 引当金の計上理由及び算定方法については、財務諸表等の「重要な会計方針」の「3.引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

重要な訴訟等につきましては、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月末日、2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他の止むを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.neoscorp.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第14期）（自 2017年3月1日 至 2018年2月28日）
2018年5月25日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2018年5月25日関東財務局長に提出。
- (3) 臨時報告書
2018年5月28日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (4) 四半期報告書及び確認書
（第15期第1四半期）（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）
2018年7月13日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類
2018年8月28日関東財務局長に提出。
- (6) 四半期報告書及び確認書
（第15期第2四半期）（自 2018年6月1日 至 2018年8月31日）
2018年10月12日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書
2018年10月25日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (8) 四半期報告書及び確認書
（第15期第3四半期）（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）
2019年1月11日関東財務局長に提出。
- (9) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類
2019年2月26日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年5月23日

ネオス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前田 隆夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藝 眞博	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネオス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社及び連結子会社の2019年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ネオス株式会社の2019年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ネオス株式会社が2019年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月23日

ネオス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前田 隆夫	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藝 眞博	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているネオス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネオス株式会社の2019年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。